

7. 消防用設備等

1. 消防用設備等の設置状況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設のことで、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために必要なものである。

消防法では、防火対象物（事業所等）の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所用の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

千葉県における令和5年3月31日現在の防火対象物に対する消防用設備等の設置状況は、統計表第2表のとおりである。

消防用設備等については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備が行われており、最近においては、平成18年1月に発生した長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、この種の社会福祉施設における防火安全対策を強化するため、スプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象の拡大、技術上の基準についての見直し等必要な改正が行われている。

一方、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令、使用禁止命令、刑事告発等の措置を積極的に講じ、迅速かつ効果的な違反是正を更に進めることとされており、今後とも違反防火対象物の関係者に対して、一層の指導の強化を図っていく必要がある。

2. 消防設備士試験

消防設備士試験制度は、昭和40年消防法の改正により昭和41年10月1日から施行された。

本県では昭和41年度から昭和43年度までは特例試験と一般試験を実施し、昭和44年度からは年1回一般試験のみを実施し、昭和60年度からは、（一財）消防試験研究センターに試験実施を委任した。なお、平成24年度からは、年2回一般試験を実施している。

最近5年間の申請者数は、平成30年度は1,829名、令和元年度は1,361名、令和2年度は2,755名、令和3年度は3,066名、令和4年度は2,566名である。

令和4年度消防設備士試験実施状況

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	特類	25	23	7	30.4%
	第1類	328	232	48	20.7%
	第2類	116	81	25	30.9%
	第3類	123	87	18	20.7%
	第4類	458	327	104	31.8%
	第5類	96	70	28	40.0%
乙種	第1類	86	57	16	28.1%
	第2類	27	26	10	38.5%
	第3類	46	34	9	26.5%
	第4類	287	205	46	22.4%
	第5類	32	28	13	46.4%
	第6類	821	647	189	29.2%
	第7類	121	96	56	58.3%
合計		2,566	1,913	569	29.7%

3. 消防設備士義務講習

消防設備士免状所持者に対する義務講習制度は、昭和49年6月1日法律第64号により公布された。

これは、消防用設備等に関する技術の進歩が著しく、消防用設備等に関する基準が改正されているため、常に新しい知識や技能を身につけることにより、消防設備士に課せられた任務を完遂することを目的としている。

本県においては、令和4年9月、11月及び令和5年1月に千葉市内で実施し、延べ1,374名が受講した。

実施状況は次表のとおりである。

講習区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
特殊消防用設備等	8	0	8
消火設備	315	3	312
警報設備	494	9	485
避難設備・消火器	557	6	551
計	1,374	18	1,356

[最近5年間の実施状況]

年度 \ 区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
平成30年度(30.9 31.2)	1,093	12	1,081
令和元年度(01.9 02.2)	1,096	41	1,055
令和2年度(02.09 03.03)	1,137	22	1,115
令和3年度(03.09 04.02)	1,279	17	1,262
令和4年度(04.09 05.01)	1,374	18	1,356
計	5,979	110	5,869